

青の煌めきあおもり国スポ七戸町遺失物・拾得物取扱要項

1 趣 旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ」において、青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会（以下「町実行委員会」という。）が占有する競技会場、練習会場、駐車場等で、遺失物及び拾得物の届出があった場合の取扱いについて、遺失物法（平成18年法律第73号）に基づき、必要な事項を定める。

2 用語の定義

- (1) 遺失物とは、落し物、忘れ物のことをいう。また、落とし主のことを遺失者という。
- (2) 拾得物とは、遺失物を拾った物のことをいう。また、遺失物を拾った者を拾得者という。
- (3) 報労金とは、遺失物の拾得者に対して遺失者が支払う報酬のことをいう。
- (4) 所有権とは、3箇月の保管期間内に遺失者が判明しなかった場合に拾得物をもらえる権利のことをいう。
- (5) 失権とは、拾得物を拾ってから7日以内に所轄警察署に届出しない場合、報労金や所有権の権利を自動的に失うことをいう。

3 取扱い及び保管

- (1) 遺失物または拾得物の届出の取扱いは、青の煌めきあおもり国スポ七戸町実施本部（以下「実施本部」という。）が競技会場内に設置する総合案内所の拾得物を担当する係（以下「拾得物係」という。）が取扱業務及び一時保管を行う。
- (2) 拾得物係は、拾得物について、あらかじめ定められた保管場所に保管し、盗難・紛失等の事故がないよう留意する。
- (3) 実施本部解散後、遺失物・拾得物の取扱いは、町実行委員会において行う。

4 届出の処理

(1) 拾得物

拾得物の届出を受けた場合は、拾得物受理書（様式第1号）に必要事項等を記入の上、拾得者に対して「拾得物預り書（様式第2号）」を交付するとともに、「拾得物一覧簿（様式第3号）」に記入し、拾得物に「拾得物名札（様式第4号）」を貼付して一時保管する。

(2) 遺失物

遺失物の届出を受けた場合は、「遺失物届出書（様式第5号）」の提出を受け、遺失者に対し、「遺失物届出書（控え）（様式第6号）」を交付するとともに、「遺失物一覧簿（様式第7号）」に記入した後、拾得物一覧簿と照会し、該当する物件がなかった場合は、当該遺失者に対して、所轄警察署へ届け出るよう説明する。

5 遺失物の返還及び拾得者への通知

- (1) 遺失物届出書の提出を受け、遺失者に遺失物を返還する場合、運転免許証等で遺失

者本人であることを確認するとともに、「遺失物受領書（様式第8号）」を作成し、署名を受ける。

(2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合、「委任状（様式第9号）」を受領した後に、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、遺失物受領書を作成し、署名を受ける。

(3) 拾得者が有権（費用請求権、報労金請求権又は、所有権）を放棄していない場合は、町実行委員会が「拾得物返還通知書（様式第10号）」を作成し、拾得者に通知する。

6 拾得物の引継ぎ及び警察署への提出

(1) 拾得物係は、競技会終了までに遺失者が判明しない場合は、町実行委員会に引き継ぐものとする。

(2) 町実行委員会は、拾得物係から引き継いだ拾得物を、拾得の日から起算して7日以内に、「拾得物届出書（様式第11号）」に拾得物受理書（写し）を添えて所轄警察署に引き継ぐものとする。

(3) 町実行委員会は、拾得物を所轄警察署に引き継いだ後に、遺失の申出があった場合は所轄警察署に引き継いだ旨を、申出者に伝える。

7 その他

この要項に定めるもののほか、遺失物・拾得物の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

大会名： _____

受理会場： _____

拾得物預り書

拾得物受理番号		第 号						
受理日時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分						
拾得日時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃						
拾得場所								
※拾得者	住所							
	(フリガナ) 氏名							
	電話	自宅 () -			携・勤 () -			
物件	現金	総額	金額内訳					
		円	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000円		500円		5円	
			5,000円		100円		1円	
			2,000円		50円			
	1,000円		10円					
物品	品名	形状・特徴・在中品の内訳等						
<p>上記の物件を預かりました。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会 会長</p> <p style="text-align: right;">取扱者氏名 _____</p>								
<p>注1 上記の物件は、警察署において告示後3か月以内に落とし主が判明しないときは、あなたが所有権を取得されますので、受取期間(2か月間)内に警察署においてお受け取りください。ただし、拾得の時から24時間以内に拾得物を届け出なかった場合、予め所有権を放棄されている場合、個人情報関連物件等については所有権を取得することができませんので、注意してください。</p> <p>なお、所有権を取得できる場合の引取期間については、七戸町実行委員会から警察署へ届出後、別途警察署より通知があります。</p> <p>注2 所有権を取得し上記の物件を受け取る場合、受取期間内に警察署からの通知書を警察署へ持参し、お受け取りください。受取期間を経過すると、あなたの所有権はなくなりますのでご注意ください。</p> <p>注3 落とし主が判明したとき、あなたは、落とし主から拾得物件の価値の5%~20%の2分の1の範囲内で報労金を受け取ることができます。(あなたが落とし主に対して、氏名等連絡先を告知することに同意していただいたときに限ります。)ただし、拾得の時から24時間以内に拾得物を届け出なかった場合、予め報労金請求権を放棄されている場合等については、報労金を受け取る権利がありませんので、注意してください。</p>								

大会名： _____

受理会場： _____

拾 得 物 一 覧 簿

No.

拾得物 受 理 番 号	受理年月日 (記載年月日)	拾得日時	拾得物件 (種類及び数量)		拾得場所	受理処理者	備 考
			現 金	物 品		返還処理者	
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 時 分頃					
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 時 分頃					
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 時 分頃					
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 時 分頃					
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 時 分頃					
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 時 分頃					

※備考欄には、物件を遺失者等に返還し、又は警察署長に差し出した場合に、その旨及びその年月日、その他必要な事項を記載すること。

拾 得 物 名 札

拾得物受理番号	第 号		
拾得物受理年月日	令和	年	月 日
拾得物拾得年月日	令和	年	月 日
ふりがな			
拾得者			
拾得物件	現金	円	
	物品		
取扱者氏名			

大会名： _____

受理会場： _____

遺失物届出書

届出受理番号		第 号						
届出日時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分						
遺失日時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃						
遺失場所								
※ 遺失者	住所							
	(フリガナ) 氏名							
	電話	自宅 () -			携・勤 () -			
物 件	現金	総額	金額内訳					
		円	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000 円		500 円		5 円	
			5,000 円		100 円		1 円	
			2,000 円		50 円			
	1,000 円		10 円					
物品	品名	形状・特徴・在中品の内訳等						
取扱担当者								

※拾得物一覧簿と照合し、該当する物件がなかった場合には、当該遺失者に対して、警察署へ電話で確認するように説明すること。

拾得物一覧簿に該当する物件があった場合

連絡日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分					
取扱担当者						
拾得物 受理番号	第 号					
連絡結果						
<input type="checkbox"/>	遺失者本人に連絡	令和	年	月	日	
<input type="checkbox"/>	遺失者本人に返還	令和	年	月	日	(郵送の場合は着払い)
<input type="checkbox"/>	拾得者へ電話連絡	令和	年	月	日	
<input type="checkbox"/>	拾得者へ返還通知書送付	令和	年	月	日	
<input type="checkbox"/>	拾得者の返還通知希望なし					

大会名： _____

受理会場： _____

遺失物届出書(控え)

届出受理番号		第 号						
届出日時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分						
遺失日時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃						
遺失場所								
遺失者	住所							
	(フリガナ) 氏名							
	電話	自宅 () -			携・勤 () -			
物 件	現金	総額	金額内訳					
			金種	数	金種	数	金種	数
			10,000 円		500 円		5 円	
			5,000 円		100 円		1 円	
			2,000 円		50 円			
		1,000 円		10 円				
	円							
物品	品名	形状・特徴・在中品の内訳等						
取扱担当者								

【遺失物が判明しない場合】

※ 当該遺失物届出書は、本会場内で照合するものであり、警察署への届出はご本人でお願いします。

連絡先 七戸警察署 0176-62-3101 (代表)

遺失物受領書

拾得物受理番号		第	号	届出書受理番号		第	号	
拾得日時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分						
拾得場所								
拾得物件	現金	総額	円					
		内訳	10,000円		枚	100円		枚
			5,000円		枚	50円		枚
			2,000円		枚	10円		枚
			1,000円		枚	5円		枚
	500円			枚	1円		枚	
物品	点							
<p>上記の物件を受領しました。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会 会長 様</p> <p>住所</p> <p>氏名</p>								
本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード							
	<input type="checkbox"/> その他 ()							
返還担当者								

※太枠内は、遺失者が記入してください。

委任状

遺失物の受け取りを下記の者に委任しました。

受任者住所 _____

氏名 _____

委任者との関係 _____

令和 年 月 日

委任者（遺失者）住所 _____

氏名 _____ (自署)

電話番号 _____

拾得物返還通知書

七国委第 号
令和 年 月 日

様

青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会
会 長

年 月 日に、あなたから拾得の届出がありました物件(受理番号)
は、年 月 日に遺失者へ返還しましたので通知いたします。
なお、遺失物法の規定によるあなたの権利等については次のとおりです。

該当の有無	権 利	内 容	備 考
<input type="checkbox"/>	費 用	物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合、その費用を請求できます。	※ 物件が遺失者に返還された後1箇月を経過したときは、請求することができません。
<input type="checkbox"/>	報労金	物件の価格の5～20%の2分の1の範囲内に相当する額の報労金を請求できます。	
<input type="checkbox"/>	所有権	所管警察署へ物件を提出後、3箇月を経過しても遺失者が判明しない場合、その所有権を取得できます。	遺失者が判明したため、取得できません。
<input type="checkbox"/>	権利の放棄、喪失等により、いずれの権利もありません。		

※遺失者に対し、速やかにあなたへ報労金を支払うよう説明してありますので、この通知書より先に遺失者から連絡がある場合がありますので、申し添えます。

※遺失者の氏名及び住所を知りたいときは、下記にお問い合わせください。

青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会
(七戸町教育委員会国民スポーツ大会推進室内)
所 在 地：上北郡七戸町字七戸 31-2
電話番号：0176-58-6318

様式第 1 1 号

No.

拾得物届出書

下記の物件を拾得したので提出します。なお、当実行委員会の住所・連絡先等の告知について同意するとともに、施設占有者にかかる一切の権利を放棄いたします。

令和 年 月 日

七戸警察署長 様

住 所	上北郡七戸町字七戸 31-2
事務所名	青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会
代表者名	会 長
担当者名	七戸町教育委員会 国民スポーツ大会推進室
電話番号	0176-58-6318

【添付書類】

- ・ 拾得物受理書 (様式第 1 号 写し)